第３章　産業育成・外資誘致に係る現状と留意事項

3 － 1　工業の現状と可能性

3－1－1　カンボディア経済における工業の現状

(1) 産業構造

カンボディアの産業構造を2000年のGDP内訳で見ると、第一次産業が37.0%、第二次産業が19.4%、第三次産業が43.6%（経済財務省資料）である。製造業（第二次産業の一部）の構成比はGDPの12%に過ぎず、経済全体に占める割合は極めて低い。しかしながら、過去数年、その比率は着実に上昇を続けており、重要度は高まってきている。カンボディアの製造業は内戦の続くなか、零細規模のレンガ製造、食品加工、木材加工などが中心であったが、1994年以降、外国資本による縫製業・靴製造等の労働集約型産業への進出が急増している。

産業別の就業構造（1999年）は、第一次産業が76%、第二次産業が5%、第三次産業が19%であり、製造業が全雇用に占める比重も極めて小さい。

鉱工業エネルギー省の資料によると、1999年現在、全国で、従業員10名以上の製造業企業845社が同省に登録されている（ただし製材所、印刷・出版、医薬製造は他省管轄のため含まれない)。業種別には、繊維縫製産業が246社、食品加工業が215社、非鉄金属製造業（主にレンガ製造）が202社で、この3業種だけで全企業数の8割を占めている。なかでも繊維縫製産業、特に縫製業の企業の増加が近年著しい。規模別には、従業員1,000人以上の企業は29社、500～999人の企業は71社あるが、うち繊維縫製産業がそれぞれ26社、62社と大部分を占める。これらの企業は、多くがASEAN諸国、香港、台湾等から進出してきた華人系企業である。一方、従業員10～49人の企業は523社で、企業数の6割以上を占めるが、食品加工業と非鉄金属製造業の9割近くはここに分類される。

表3－1　製造業規模別業種別企業数（1999年）

従業員規模	飲食品・タバコ	繊維・衣料	木材加工	紙・紙製品	化学・ゴム	非鉄金属製品	一般金属	金属加工	その他	合計	構成比（%）
10－49人	182	19	49	11	32	187	5	36	2	523	61.9
50－99人	19	9	12	3	5	8	0	5	0	61	7.2
100－199人	7	23	2	0	3	3	0	3	0	41	4.9
200－499人	2	107	4	1	4	2	0	0	0	120	14.2
500－999人	3	62	2	0	2	2	0	0	0	71	8.4
1,000人以上	2	26	1	0	0	0	0	0	0	29	3.4
合計	215	246	70	15	46	202	5	44	2	845	100.0
構成比（%）	25.4	29.1	8.3	1.8	5.4	23.9	0.6	5.2	0.2	100.0	

注　：従業員10人以上の企業のみ。
資料：鉱工業エネルギー省「Business Directory of Cambodia 1999」

(2) 輸出入

貿易収支は一貫して輸入超過であり、2000 年は 1 億 9,800 万ドルの貿易赤字を記録した。主な輸出品目は、1995 年までは木材・ゴム・米等の一次産品であったが、近年は繊維縫製品の比率が圧倒的に高くなっている。1995 年以降、欧米向け特恵関税（GSP）の対象品目である縫製品等の輸出を目的に外国投資が急増し、そのため輸出構造は大きく変わった。1999 年現在、縫製品の輸出は全輸出額（再輸出を除く）の 8 割近くにもなる。縫製品の輸出先は、米国向けの比率が 7 割を超え、英国、ドイツ、フランスがそれに続く。一方、主な輸入品目はタバコと石油製品であり、それぞれ年間 1 億ドル以上を輸入している。それに続くのが、金、自動車、オートバイ等である。

このように輸出構造には、縫製品輸出への過度の依存、米国向け輸出への過度の依存、という二重の依存構造があり、非常に脆弱な体質となっている。品目、相手国の多様化が今後の最大の課題である。

製造業の発展を考えるうえでポイントになるのは、縫製業の動向である。現在は輸出の大半を占め、雇用に大きく貢献をしている縫製産業であるが、その将来には課題が山積している。すなわち、主要輸出相手国である米国の不況、中国の WTO 加盟と米国の対ヴィエトナム最恵国待遇供与によるカンボディアの相対的競争力低下、2005 年の国際繊維協定下の数量規制撤廃に伴う競争自由化等である。カンボディア縫製業が競争力を維持・向上するのは容易ではないと思われ、実際に今回の事前調査でインタビューした際にも、鉱工業エネルギー省や CBI の一部では、縫製業を「フットルース産業」と呼び、環境の変化によってはすぐにカンボディアを去る産業、との見方をしている。

なお、公式統計に表れない密貿易は相当な金額にのぼると見られ、それが特に外国投資誘致の妨げにもなっている。その規模については公式統計の 30%にも達するとの見方もあるが、現在のところ信頼できる推計はない。

表 3 － 2　品目別輸出額

品目	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
輸出計	268	295	534	610	695
縫製品	28	102	279	392	536
木材	185	148	224	178	105
ゴム	41	32	23	33	30
魚	2	3	3	3	4
再輸出	530	322	252	245	238
合計	798	617	786	855	933

資料：IMF

表３－３　国別輸出額

国	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
ヴィエトナム	20	23	157	42	392
米国	5	4	86	293	236
シンガポール	38	43	74	133	182
英国	11	31	31	25	53
ドイツ	18	42	18	72	40
香港	11	14	13	27	38
フランス	7	11	1	12	21
タイ	146	43	132	77	19
中国	5	6	46	42	9
日本	7	6	6	8	9
マレイシア	13	7	11	6	7

注　：再輸出を含む。
資料：IMF

３－１－２　工業政策

(1) 工業開発戦略

鉱工業エネルギー省が作成した2001年～2005年を対象とする第2次社会経済開発計画（SEDP2）のドラフトにおいては、工業開発戦略の最優先事項として輸出産業の育成をあげ、更に重点育成分野として、次の3分野が掲げられている。

－労働集約産業

－アグロ・インダストリー

－中小零細企業

まず、労働集約型産業は、引き続き縫製産業がその焦点となる。国際競争が激しくなるなか、製品の品質改善と生産性向上を課題としている。豊富な土地・農業資源を有効利用したアグロ・インダストリーの発展は、村落地域での雇用拡大による貧困削減と都市部への人口移動の抑制に貢献し、さらに輸出品目の多様化を促すものとして重視している。また、中小零細企業の育成は、経済社会の発展と貧困削減のために重要な役割を担う。中小企業は市場の変化に柔軟に対応し、大企業に製品を供給して輸入を抑制することができる、としている。

(2) ドナーの動向

工業開発分野について積極的に支援をしているドナーはほとんどなく（CDC資料では、1997年以降、工業セクターへの援助額はゼロとなっている）、唯一UNIDO（国連工業機関）が、鉱工業エネルギー省に協力して全国規模の中小企業育成マスタープラン策定調査を実施する計画があるとのことであるが（鉱工業エネルギー省からの聞き取り）、詳細は不明で

ある。

一方、工業開発に関連するものとして、Integrated Framework for Trade（IF）という6国際機関（世界銀行、IMF、ITC、UNCTAD、UNDP、WTO）共同によるカンボディア貿易戦略作成への技術協力プロジェクトが現在進行中であり、コンサルタントにより、マクロ経済、国際市場、投資環境や各産業セクターについての調査が実施されている。当プロジェクトのカウンターパートは商業省である。

なお、農村開発・生計向上の一環として、国際機関、JICAを含めた各国援助機関、NGO等が零細規模の地場企業の育成や伝統産業の復活支援などの活動を数多く行っており、その大部分は農村開発省をカウンターパートとするものである。

3－1－3　調査対象地域における工業の現状

(1) 州別企業立地

鉱工業エネルギー省に登録されている845社の製造業企業のうち、66%がプノンペン特別市及び隣接するカンダル州に集中し、全製造業雇用者数の87%をこの2社が占めている。繊維縫製産業の大規模企業のほとんどが、ここに立地している。一方、調査対象地域のうち、カンポット州とコッコン州に立地する製造業企業は、それぞれ10社に満たず、しかもほとんどが小規模の企業である。シハヌークヴィル特別市には、33社が立地し、うち13社が食品加工業である。

表3－4　州別業種別製造業企業数（1999年）

州・市	飲食品・タバコ	繊維・衣料	木材加工	紙・紙製品	化学・ゴム	非鉄金属製品	一般金属	金属加工	その他	合計	構成比(%)
Bnateay Meanchey	11	0	0	0	0	2	0	0	0	13	1.5
Battambang	17	2	0	0	0	15	0	2	1	37	4.4
Kampong Cham	21	4	4	0	1	15	0	0	0	45	5.3
Kampong Chhnang	5	0	0	0	0	3	0	0	0	8	0.9
Kampong speu	2	1	8	0	0	0	0	0	0	11	1.3
Kampong Thom	5	0	1	0	0	20	0	0	0	26	3.1
Kampot	3	0	1	0	0	4	0	0	0	8	0.9
Kandal	24	25	9	4	6	54	0	3	0	125	14.8
Koh kong	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0.4
Kratie	17	0	17	0	0	15	0	0	0	49	5.8
Mondol Kiri	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0.4
Phnom Penh	73	205	12	10	38	53	5	38	1	435	51.5
Prey Veng	4	0	2	0	0	0	0	0	0	6	0.7
Pursat	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0.5
Rattanakiri	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.2
Siem Riep	8	0	0	0	0	15	0	1	0	24	2.8
Sihanoukville	13	8	7	1	1	3	0	0	0	33	3.9
Svay Rieng	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3	0.4
Takeo	7	0	2	0	0	1	0	0	0	10	1.2
合　計	215	246	70	15	46	202	5	44	2	845	100.0

注　：従業員10人以上の企業のみ。
資料：鉱工業エネルギー省「Business Directory of Cambodia 1999」

(2) 国道沿線の企業立地状況

プノンペンでは、国道4号線沿いの空港から20km程度までの地点に多くの大・中規模工場が立地しているのが確認できる。一方、シハヌークヴィルの国道4号線沿いには市から10km程度の地点まで工場が点在している。その間の国道4号線沿いには集落も少なく、工場は見られない。一方、国道3号線沿いには町、集落、人家が多いが、小規模のレンガ製造工場は相当数見られるものの、大・中規模の工場はほとんどない。

3－2　外国資本誘致の現状と課題

3－2－1　外国直接投資（FDI）受入れ動向

1996年から2000年までの認可ベースの総投資件数は690件で、総投資額は30億ドルである。業種別では、第二次産業が530件と76%を占め、うち縫製業は298件（43%）である。ただし、金額ベースでは、第二次産業の投資額は59%、縫製業は12%であり、1件当たりの投資額は他産業に比べ低い。

国別の投資額では、台湾、マレイシア、中国、香港、韓国の順で多く、日本の投資額は14位にとどまっている。

1990年代中盤には縫製業を中心に多くの外国企業が進出してきたが、ここ2、3年はFDI受入れ額は低調に推移している。その要因として、1998年に米国向け数量制限が設定されたことや新税（付加価値税）が導入されたことがあげられるが、より本質的には、後述するようにハード、ソフト両面での各種インフラの未整備や汚職の蔓延により、カンボディアが投資対象としての魅力を欠くため、企業の進出に歯止めがかかったものと思われる。

表３－５　業種別直接投資（1996 ～ 2000 年累計）

業　　種	投資件数	構成比(%)	総投資額(百万ドル)	構成比(%)
第一次産業	71	10.3	309	10.2
プランテーション	25	3.6	182	6.0
農業	22	3.2	64	2.1
アグロ・インダストリー	23	3.3	60	2.0
第二次産業	530	76.8	1,795	59.3
木材加工	27	3.9	433	14.3
縫製品	298	43.2	370	12.2
セメント	6	0.9	272	9.0
エネルギー	4	0.6	99	3.3
テキスタイル	8	1.2	71	2.3
石油	8	1.2	56	1.9
食品加工	27	3.9	48	1.6
靴	22	3.2	43	1.4
第三次産業	89	12.9	921	30.4
ホテル	31	4.5	343	11.3
サービス	17	2.5	182	6.0
観光センター	7	1.0	161	5.3
通信	9	1.3	105	3.5
建設	9	1.3	49	1.6
合　　計	690	100.0	3,025	100.0

注　：カンボディアによる投資を含む。認可ベース。
資料：カンボディア投資委員会

表３－６　国別直接投資額（1996 ～ 2000 年累計）

国	総投資額（百万ドル）	構成比（%）
アセアン	676	22.4
マレイシア	400	13.2
タイ	160	5.3
シンガポール	78	2.6
インドネシア	37	1.2
アセアン以外のアジア・大洋州	1,155	38.2
台湾	426	14.1
中国	253	8.4
香港	219	7.2
韓国	206	6.8
オーストラリア	33	1.1
日本	15	0.5
米州	148	4.9
米国	126	4.2
カナダ	22	0.7
ヨーロッパ	127	4.2
英国	65	2.2
フランス	18	0.6
カンボディア	916	30.3
合計	3,022	100.0

注　：カンボディアによる投資を含む。認可ベース。
資料：カンボディア投資委員会

３－２－２　FDI 促進に係る組織・制度

（1）組　織

FDI の認可手続き及び促進活動を担当する機関は CDC の下部組織であるカンボディア投資委員会（Cambodia Investment Board：CIB）である。CIB は、投資家に「ワン・ストップ・サービス」を提供し、投資申請の受理・許可・監督を行うことが定められている。投資家は認可を得ることにより、様々な優遇措置を受けることができる。

（2）優遇措置

投資優遇措置は 1994 年に制定された投資法により定められている。その原則は、①労働集約型産業優遇、②輸出企業優遇、③他 ASEAN 諸国よりも優遇度が高い、といった点である。主な優遇措置は次のとおり。

－特定分野の投資は、法人税 20％を 9％に減免
－特定条件（投資額、雇用数、地域、輸出比率等）により最長 8 年のタックスホリデー
－ 5 年まで損失繰越可
－配当金への非課税
－関税免除

(3) 投資法改正

現行投資法は国際金融機関からの批判を受けており改正の動きがある。その批判とは、

①投資優遇措置が寛大なため歳入増につながらず、国家予算を逼迫している。

②投資許認可手続きが煩雑で行政の負担となっている。

③明瞭さに欠けるため、恣意的な解釈・運用を招きがちである。

といった点である。これまで Foreign Investment Advisory Service（FIAS；国際金融公社（IFC）と世界銀行によって設立された、途上国政府の外国投資受入れ促進のため調査研究・コンサルティングを実施する機関）や、民間コンサルティング会社の調査等により、投資法改正について勧告が提示されている。一方で民間企業や政府内部からは改正に対する強い反発もあり、早期の改正は難しい状況になっている。

3－2－3　投資に係る問題点

カンボディアは周辺諸国に比べ、より寛大な投資優遇措置を備えているが、その投資環境には多くの問題がある。

今回の事前調査において中国系の外資企業数社、及び在カンボディア日本商工会のメンバー数名にインタビューしたところ、以下のような問題が指摘された。

－政情が安定せず、カントリーリスクが大きい。

－インフラが未整備。特に電気料金は高額で、かつ供給は不安定。

－密貿易が多く、事業を圧迫している。

－国内市場が小さい。

－投資法に定められた優遇税制が実際には適用されない。

－円滑な輸出入手続きには係官に「領収書の出ないフィー」を支払う必要がある。

－税務当局が故意に徴税を遅らせたうえで遅延金を徴収する等、有無を言わせない理不尽な徴税態度が外国企業に対して顕著である。

－コミューン（県の下の行政区分）より、道路補修等を名目とした寄付の強要がある。

カンボディアの外資優遇措置は他アジア諸国に比べて優り、制度面では一見良好な投資環境を持ち合わせているように見えるが、実際に進出した企業にとっては、許認可手続きや各種検査に必要な不明瞭な手数料、さらに意味不明の徴税等、予期せぬ多くの出費がかさみ事業コストを押し上げるため、その投資環境は決して良好ではない。既存進出企業の多くはビジネス環境に少なからぬ不満をもっている。一方、慎重に進出前調査をする日本企業の多くは投資に二の足を踏み、実際、日本商工会加盟社 38 社のうち、法人を設立しているのは 5 社のみに過ぎない（残りは駐在員事務所など）。

3－3　シハヌークヴィル輸出加工区（EPZ）開発

3－3－1　カンボディアの工業団地・EPZ 開発

現在、カンボディアにおいては、プノンペン周辺に多数の工場が集中して立地する地区があり、また、Industrial Estate と命名された工業用地は 2、3 あるものの、政府によって定義された工業団地は存在しない。また、鉱工業エネルギー省によると、工業団地開発のマスタープランはないとのことである。

一方、鉱工業エネルギー省では工業団地法（「Law on Industrial Zones（IZ）」）を作成中であり、将来はこれに基づいて工業団地開発が行われることになる。同法案のなかで Industrial Zone とは、General Industrial Zone もしくは Export Processing Zone、あるいはその両方を含む特別開発地域と定義され、その立地企業には種々の優遇措置が付与される。また、その開発・運営主体は IZCC（Industrial Zone Council for Cambodia）という新設組織になるとされている。ただし、同法案は事前調査時点で審議中のドラフト段階であり、今後変更される可能性は十分ある。

なお、EPZ（Free Trade Zone と呼ばれることもあり、両者の区別は明確にされていない）開発については、次に述べるシハヌークヴィル EPZ のほか、タイ国境付近のポイペトとコーコンの 2 か所に EPZ を設置する構想があるという（CIB からの聞き取り）。

3－3－2　シハヌークヴィル EPZ 開発計画

(1) 経　緯

シハヌークヴィル特別市 Stung Hav 地区には、1993 年ごろにタイの開発会社によって工業団地開発が計画され、その計画は実現しなかったものの、カンボディア政府鉱工業エネルギー省は 1995 年 10 月 5 日付け及び 1996 年 1 月 5 日政令により、Stung Hav 地区の 1,100ha の土地を、EPZ を含む工業団地開発用地として定めた（図 3－1）。

1996 年、日本の経団連ミッションがシハヌークヴィルに工業団地の建設を提案し、同年 12 月には経団連により事前調査（Pre F/S）が実施された。しかしながら、その後、カンボディア国内の混乱等によりこの開発計画は進展しなかった。一方、1998 年には、中国の開発会社により、同工業用地を対象とした Free Trade Zone 開発構想が鉱工業エネルギー省に提案された。

(2) 現　状

Stung Hav 地区の 1,100ha（1996 年政令によると 1,100ha とされているが、土地管理省資料によると 1,200ha）の土地のうち、前述の中国の開発会社が中央部に約 500ha の土地を確保（購入）し、現在ココナッツの木を植えている。工業団地としての開発を断念したか否か、同社の意向は定かではない。その他の土地もすべて民有地（所有者は約 300 人に及ぶ）であり、政府所有ではない。ただし政令により、工業用地指定地内の土地は政府の許可なく売買できないとされている。

同地は、なだらかな起伏のある未開発地であるが、用地内には、小規模の工場が 3 社（フィッシュ・ソース製造 2 社、製材 1 社）あり、また少なくとも 120 世帯、約 480 人の住人が居住している。

3－3－3　EPZ 開発候補地

シハヌークヴィル特別市は、Stung Hav 地区の工業用地開発を希望しているが（副知事からの聞き取り）、鉱工業エネルギー省は、他により適切な土地があれば、特に同地にこだわる必要はないという意向である（大臣からの聞き取り）。また同用地については先に述べた事情により、その取得可能性が明らかでないことから、他にも複数の EPZ 開発候補地を検討する必要がある。

候補地としては、次の 3 か所が考えられる。

1) Stung Hav 地区

上述のとおり。

2) シハヌークヴィル港

シハヌークヴィル港湾局は、港湾開発の一環として、港に隣接する土地に、2 期にわたって EPZ（FTZ）を建設する計画をもつ（第 1 期 50ha、第 2 期 41ha）。この用地は、港湾と鉄道へのアクセスが容易であり、港湾局が既に土地を所有している、という利点をもつ。一方、一部埋め立てが必要、後背地が丘陵地であるため工業用地の拡張性がない、現在約 100 世帯のスクウォッターが不法に居住しているため移転が必要、という問題がある。

3) 国道 4 号線沿線の工場地帯

3－1－3 で述べたように、シハヌークヴィル特別市より国道 4 号線沿い 10km あたりの地点まで、いくつかの製造工場が点在して立地しているが、未利用の土地も目立ち、EPZ 建設も可能と思われる。ただし、これらの土地はすべて民間所有であり、特にプノンペンに住む政府高官が所有しているケースが多いという（鉱工業エネルギー省シハヌークヴィル局での聞き取り）。

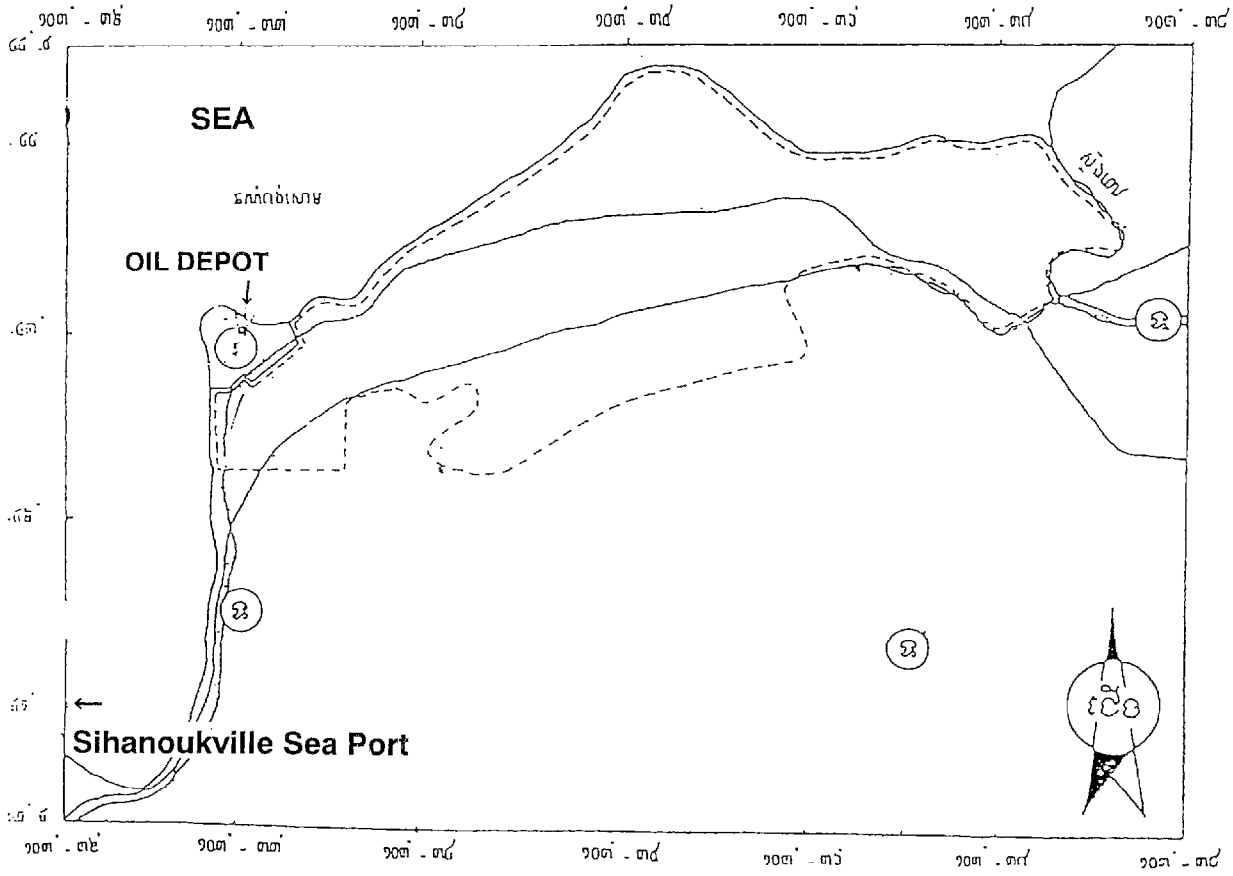

資料：1996 年政令の添付図

図３－１　シハヌークヴィル Stung Hav 工業用地

3 － 4　本格調査における課題・留意点

3－4－1　産業育成

(1) 縫製業の位置づけ

上述のように、縫製業はカンボディアの主要輸出産業である一方、今後は輸出の多様化が求められており、他業種の育成・発展は重要課題である。国際競争が激化するなか、縫製業の強化策を検討する際、これからも拡大を続ける有望業種として縫製業を位置づけるか、むしろ衰退が避けられない業種と見なすか、各種要因を勘案し、慎重に分析する必要がある。

(2) 中小企業及び地場産業の育成

中小企業や地場産業の発展を考えるにあたっては、基本的にシハヌークヴィルやプノンペンに立地する外資企業をはじめとする輸出志向企業とのリンケージ、両者の有機的な連携を視野に入れるべきであろう。他方、現実問題として、中小企業・地場産業が大企業の裾野産業として機能することは容易ではなく、特に大企業との接点をもたなくとも、雇用確保、貧困削減、外貨節約の観点から、地域完結型、国内市場志向の中小企業・地場産業の育成・支援策も軽視すべきでない。そのため、農村開発省やNGOの実施事業のレビューが必要となろう。

(3) UNIDOとの連携

本格調査で対象地域の中小企業を調査するにあたっては、UNIDOが工業省をカウンターパートとして実施予定の「中小企業マスタープラン策定調査」の内容を調べ、場合によってはUNIDOと協力・連携することも有用と思われる。

3－4－2　外国資本誘致

(1) 先行調査の精査

現行投資法の問題点については、上記のFIAS等から指摘、改善勧告が提示されている。また、外国投資環境全般に関しては、IFでも調査を実施しているようである。したがって、本格調査においては、これら先行調査の結果を吟味・精査し、さらに、投資法改正に関する政府、民間セクターや国際金融機関の動向を十分把握したうえで、投資環境に関する改善策を提示していく必要があろう。

(2) 投資環境の評価

カンボディアの投資環境を調査するにあたっては、法制度や電力、通信等のインフラコ

ストを調査するのはもちろんであるが、さらに既存企業が直面する、公的資料からは把握できない実態、問題点を把握することが不可欠である。そのため極力多数の民間企業を訪問調査することが望ましい。

3－4－3　EPZ 開発

(1) EPZ 開発サイトの選定

EPZ 開発サイトを選定するにあたっては、各候補地の土地所有状況及び利用状況を慎重に調査し、工業団地として現実的に取得・開発が可能であるかを検討する必要がある。上述のように Stung Hav 地区の候補地はすべて民有地であり、また国道 4 号線沿線の未利用地もすべて民有地といわれ、EPZ 開発により利権問題が発生する可能性があることを十分に考慮すべきである。

(2) 新工業団地法の成立

現在審議中の工業団地法案が成立すると、本格調査における EPZ 開発は同法に規定されることとなる。したがって同法案の内容を吟味し、その範囲内での開発計画提案を行う必要がある。また、同法案が成立した場合、Stung Hav 地区の EPZ 候補地が、その拠り所としている 1996 年の政令の有効性を確認することも必要である。